の要求や諸課題で政府交渉をもちました。(3月号で紹介)

!題点を指摘、「福島救済の特別措置法の設置要求」など当面する国民

同和減免脱税裁判にみる『解同』利権」(福岡)について論議しました。 翌27日は法務省、経産省など7省と新たな「人権委員会」設置法案の

セミナー開催で丹波正

そのものから国民的検討

(組坂繁之「解同」委員

福島救済特別措置法要求

「同和問題解決の現状」(神奈川)、「人権条例をめぐる状況」(兵庫)、セミナーを開き、「人権委員会」設置に係る動向と全国人権連の立場、全国地域人権運動総連合(人権連)は1月6日、東京都内で同和問題

2012年 2月15日 第1109号

、権救済機関の立法根拠

福島原発破砕を考える

木戸氏「3度の被爆体験」を語る

た。就職や結婚など人生 た。被爆を隠せといわれ 怖を感じるようになっ

なにかのときに不安と恐

1972年9月18日

(毎月15日発行)

全国地域人権運動総連合 (「解放の道」改題)

〒116-0003 東京都荒川区南千住2-16-6 TEL (03) 5615-3395 FAX (03) 5615-

同和問題セミナー第3

の木戸季市氏(72)が自

も知らされなかった。汚

情を吐露。

ての不安にかられたと心 の節目で「被爆者」とし

びたことも放射能の怖さ

染された水を飲み被爆し

回」。被爆者として生き

3度目の被爆は「今

は52年8月に『アサヒグ 2度目の「被爆体験」

している。72歳は被爆者

し、救済する運動を推進

被爆者に国が補償

と話をきりだし

えている」と紹介。

の被爆体験は、

り。被爆2世のガンが増

て再び被爆者をつくらな

て被団協の事務次長とし

助教授の「原発は安全で

はなかった。事故で放射

能汚染や被曝災害を起こ

している事実を伝えた上

放射線の基礎的なご

囲でガンの死亡者ばか た缶詰を食べた。私の周

木戸氏は最初

被爆体験を語る木戸季市氏

者団体協議会事務局次長 仕幹事で日本原水爆被害 部は国民融合全国会議常 問題を考える」で講演。 らの長崎での被爆体験か ら「福島原発破砕・被爆

近で被爆。当 時、放射線を浴 地から25の付 日、長崎で爆心 「45年8月9 ラフ』が原爆被害特集号

とを知った。それからは で自分が被爆者であるこ

> と一緒に反核運動ができ として一番若い。「木戸

判は当然。素人考えでも とを説明すべき」との批

そう思う。

ることが幸せ」と年配の

人権連が同和問題セミナーと政府交渉 権委員会」設置法案 (概要) 一から出直せ

助としてセミナーを開催 といった逆流が、運動団 連に発展改組したが、 解決、全解連を地域人権 史議長は、社会問題とし 誤った流れがある。それ ミ・出版界でみられ、問 体や行政・教育、マスコ らの考え方を克服する 方で「部落差別深刻論_ ての部落問題は基本的に 題解決の現状を軽視する ていると挨拶。 するもの。「解同」が85 問題提起しました。 を求め、法案提案の折は 制法案が源流で、「小さ 落解放基本法」の差別規 年から要求している「部 廃案運動をすすめたいと く産んで大きく育てる」 法務省の外局として設置 害とみなして調査、勧告 長行為を国民間の人権侵 新たな「人権委員会」 部落差別など差別助 強制力をもつ機関を

権当時のものと同じで、 長)と容認しています。 政府からの独立機関でな は廃案になった自民党政 と指摘。「概要」の内容 表しており、今期通常国 が同法案の「概要」を発 した言論・表現の自由を 権侵害が救済できず、逆 く、公権力や大企業の人 会に提出する動きがある 12月に法務省の政務三役 に『人権侵害』を名目と 同事務局長は、昨年の

> も批判していると報告。 侵すため、多くの弁護士 入口は「人権救済」で、 は

糾弾を合法化する法案 団など民主団体と協議 るものであり、自由法曹 いと訴えました。 し、廃案の運動を広めた 国民の権利を侵害す

出口は「解同」の「差

別」の法規制というごま

かし。「解同」の確認・

条例」の問題点を紹介。 いる「人権(「解同」)

************************* して問題にされたり、 盗聴され「差別発言」と 長室での極内輪の会話が て、市長ら3人だけの市 三木市で人権条例ができ

認め *************** ると報告しました。

る。いま高齢者になった 被爆者の救済を求め国会 被爆者たちは最後の力を 被爆者から言われてい いることを明るく報告し 議員の3分の2の賛同署 名、国民運動を展開し ふりしぼって、すべての 郎氏 け発 佐幹三 しめくくりました。

全国研究集会の 第8回地域人権問題 会場 日時 6月30日(土)~ 京都テルサ他 お知らせ 7月1日(日)

川県連の長嶋茂書記長 止、同和教育・同和教 区指定の解除、行政窓 各県からの報告。神奈 口から同和の名称を廃 は、神奈川県が同和地 セミナーの後半では 制定後、「解同」は「『人 権』であればどんな質問 例を議会審議の便法に悪 でもかわせる」と人権条 「人権教育・啓発」が常 しきたと批判しまし 旧香住町人権条例

取り組みとして「なん 回」が県下で策動して 県連事務局長が、「解 の暮らしと人権を守る 状況を詳細な資料を示 育基本方針を廃止した でも相談」活動を推進 ていると報告しまし とながら説明。地域で 兵庫県からは前田武 露見。 項目の 交われ 告。福岡国税局に対し同 実態を裁判傍聴メモで報 どの脱税指南をしていた 中央本部と大阪国税局が 県連事務局長が「解同」 た。 置を使い「解同」企業な 法違反事件の証人調べで が、福岡地裁での法人税 士として「同和減免」措 「解同」県連の顧問税理 福岡県からは植山光朗 ない是正措置を求め 権、「解同」利権を 元小倉税務署長が した同和減免の「7)確認事項」の存在

名誉教授らと被団協の岩 記憶遺産を継承する会」 への加入を訴え、講演を 「ノーモア・ヒバクシャ 起人となっている や安斎育郎立命館大 俊に作家の大江健三 一代表委員が呼びか

の小・中学校と高校に配 と教師用)を作成、全国 る▼京都大学の小出裕章 あり、危険ではありませ ちの身の回りにこんなに らもでていますよ」と絵 間にうけている放射線の 射性物質を利用している 射線は日常的に身の回り ッセージで編集されてい ん。安心だよ」というメ で紹介。「放射線は私た も、宇宙からも、空気か MSV。水仙の花から 量は一人当たり約1・5 どを同列にみせる詐術▼ 原発と、病院のX線室な 線廃棄物を排出している 施設」として子どもたち 伝刊行物だ。原発は「放 よ」という原発推進の宣 線被害にほっかむり「放 汚染の恐怖を子どもたち 第一原発災害後の放射能 布した。東京電力の福島 に説明。常に微量な放射 にある安全なものです 容は原子力発電所や放射 にが、あてが外れた▼内 「日本では自然から1年 に周知するものと期待し 本』(児童生徒 に関する副 月に『放射線等 文科省が昨年11 務省交渉は丹波議長を責

しました。

新

法務省要求は次の点。

-月27日に行われた法

井事務局長等12人が参加

げられている「差別助長

救済法問題

の責任を棚上げ して国民を監視する人権

国民融合全国会議・代表幹事

内藤

義道

人権救済法について

昨年2011年8月2日

決議を採択した。そして2 附すことを求める」という から国民的な検討と議論に は、せっそくな国会提案で はなく、立法根拠そのもの るべき新たな人権救済法案 置について(基本方針)」 の記者会見で法務大臣は の第3回総会において「あ を公表した。 新たな人権救済機関の設 国民融合全国会議は昨年 人権救済法」をめぐって る」とする特別決議を採択 に直ちに講ずることを求め た施策を政府・地方自治体

-年の第3回総会では 的名目にしての事実上の 特法」が失効してのち「部 002年3月末に「地対財 機関の設置」については2 落差別解消」を口実にして 体化するための「人権救済 「人権救済法」とそれを具 同和行政」の継続につな いま、提起されている 人権行政」の推進を形式

目をむけ、その実態にたっ ら、現実の国民のくらしに 人権救済を強調するな などを求めていた。 5年に廃案になったことを がると考えられる「人権侵 制定や「差別規制法制定」 受けたものと考えられる。 害救済法案」が2002年 に国会に提案され、200 もともと「解同」は80年

985年3月、大阪府

関わる調査等の規制等に関 において「部落差別事象に

この条例では「何が規制

ものであった。

民主的諸運動に対して「法 の発展に対する逆流をなす するものであり、民主主義 制定」を通して同和行政を 部落問題の解決を展望する 同和事業を完了・終結させ 永久的に固定化しようと それは特別措置としての

所条例)が制定されてい する条例」(いわゆる興信

厳密な構成要件の規定・定 なものであった。「条例」 いう恣意的かつ無謀・不当 で、規制だけは実施すると 義があいまい不明確なまま 対象になる差別か」という

> びしい指摘があった。 は憲法に違反するとするき 1年3月、橋下知

政策

させている。不動産業者・ 案を2月議会に上程、可決 制するために、いわゆる 連業界が「同和地区の所在 求をうけ、不動産業者等関 事(当時)は「解同」の要 規制対象になるといわれて 金融機関・司法書士などが 地等を調査することなどを 「興信所条例」の一部改正 「差別助長行為」として規

いわゆる興信所条例

る人権条例)を制定した。 まちづくり条例」(いわゆ は「差別のない人権尊重の 大阪ではその後、すべての

いわゆる人権条例

1998年3月に大阪府

ることを目的」とした行 的取扱いを助長・誘発す の者に対する不当な差別 示した「人種等の共通の 属性を有する不特定多数 $\begin{array}{c}
20 \\
1 \\
12 \\
15
\end{array}$ と返答しました。

等と記述で誤った理解を 同和問題が解決へと前准 している実態を無視し 適切な措置 し、法律の規定から削除 ないのか、などと指摘 論や現行法規で対応でき ネット上の情報流通は言 犯処理に占める割合は、 か、構成要件は、人権侵 を求めました。 「目的」と判断するの

法務省交涉

のみを強

人権侵害 業による

いまだ残る差別意識」

制救済

分げている。

を求める。

手続きの

上の問題は放置できな 法務省側省は、ネット

結果が報告されました。

人権教育で(教師に)し

為について「法案概要」

自治体でいわゆる「人権条 例」が制定されている。 この条例は次のような本

ること、等である。 こと、③「住民自治」と 民の基本的人権を侵害する 分断するものであること、 にとっての重大な障害にな 質的特徴をもっている。 ために

地域・

住民を分離 地方自治」の民主的発展 「人権」の名によって住 ①行政による地域支配の

割」という条項がある。 例」の第3条に「市民の役 八権尊重の社会づくり条 大阪府八尾市の「八尾市

尊重の社会の実現に努める 校、職場等あらゆる場にお づくりの担い手として人権 し、市とともに自らがまち 「市民は家庭、地域、 お互いに人権を尊重

れる「登録型本人通知 い、削除要請の法的根 あらためて検討したい 情報の問題は名称など 拠が必要との立場を崩 しませんでしたが、 「差別助長」など識別 一部の自治体にみら 「差別意識」の解消が行

反の疑いがある」とか、 につながる」「人権条例違 の批判に対し「差別の助長 一部では同和行政(教育)へ すでに、大阪の自治体の

が必要であり、不正防 なるもので更なる議会

止の改正をした戸籍法

解釈してはならない。」と あり、「第3条の規定は市 ものとする」というもので ある。この条例には付則が 民に対して強制するものと

している。

とらえている。 る」というのが公的な解釈 ある限り同和行政はつづけ 行政の目的であり、差別が 義はない。「差別の解消が 念、その内容についての定 とは差別意識に矮小化して たっても「人権」という概 たか、ここでいう 「差別」 「人権条例」の制定にあ

政の目的であり、それを 固定化し、住民を分断する し、統制することにつなが うとするものであり、さら の継続化・固定化をはかっ すが、それは行政によって かえて、事実上の同和行政 に住民意識を行政的に支配 ことで地域支配を強化しよ 地域を分離し旧同和地区を ているのである。くりかえ 人権行政」という呼称に

会を形骸化し、憲法が保障 例」は憲法19条の「思想お 日に違反している。 かしてはならない。」に明 よび良心の自由はこれをお この「君が代斉唱強制条 「大阪都構想」は地方議 1入して、

教育を首長 「地方自治」を破壊す のである。「教育基本 は政治が教育に全面

されている。

があり、支配、統制に利用

あり、それは教育への政治 の下におこうとするもので

ばりをかける」などの発言

する行政的どう喝にひとし 義務付けるものである。 策に対して、住民の協力を はならない」は住民にたい いといわねばならない。 「強制するものと解釈して これは、市のすすめる施

主義と

住民の基本的人権に

京高裁判決からみても民主

長選挙

手無効事件における東

976年の「埼玉県加須市

公会堂使用許可取消事件」

1975年「大阪中之鳥

自由を保障した憲法の根本 的介入をしりでけ、教育の

精神をじゅうりんする暴挙

における大阪地裁判決、1

といわねばならない。

とって

重大な問題をはらん

でいるといわねばならない。

「人権条例」をもつ大

いるかを見ておきたい。 に現在どんな問題がおこって 阪府に現在どんな問題 がおこっているか 「人権条例」をもつ大阪府

可決をし、さらに「大阪都 表・ かかげている。 ど審議することもなく強行 員定数削減条例」をほとん が代斉唱強制条例」と「議 「府職員基本条例案」を 昨年4月の統一地方選挙 ・「教育基本条例案」 橋下徹)は、直後「君 会議員過半数の議席を |大阪維新の会] (代

|多数派の独裁的支配 と思う。

人権問題」とは

人権問題」とはすべて

な責務でなければならな 府・自治体のとるべき重大 的にすすめることこそが政 及び将来の国民に与えられ い永久の権利として、現在 法が国民に保障する基本的 さまたげられない。この憲 の人々に平等に保障されな 保障すること・施策を具体 本理念である基本的人権を る」としている。憲法の基 べての基本的人権の享有を たりする問題にかかわる。 有が妨げられたり、奪われ が保障する基本的人権の享 ければならない日本国憲法 、権は、侵すことのできな 憲法11条で、「国民はす

置すべきでない。大阪にお 内容をみれば明らかである ける「興信所条例」・「人権 の設置など不必要だし、設 条例」の成立の過程・本質 る「新たな人権救済機関」 で、「人権救済法」をめぐ えあいまいな不明確なまま 日本国憲法の理念を守 「人権」の概念・定義さ

り、基本的人権の保障と自 由と民主主義の発展こそが

法務省

第1109号

規制問題 差別助長行為」 名称見直しではす まない



(2012年1月27日)

いて、権

③人権啓発パンフは、

制度」について、本人

報が通知されることに 通知の法制化は個人情

力や大企

称)につ 案」(仮

「見解」を求める。

設置法

本人通知制度」ついて

交渉団は何をもって

②自治体での「登録刑

権委員会

案すべきではない。 国民公開で行い拙速に提 法律の必要性・有用性を わる領域に踏み込まず、 行為」など言論表現に係

たな「人

①あら